

京丹後市高齢者外出支援事業
高齢者の外出支援と公共交通機関の利用を促進！
75歳以上の方にお得なタクシー等乗車チケットを販売
～ 令和3年10月1日利用開始 ～

令和3年9月24日
京丹後市役所

京丹後市では、市内のタクシー事業者等にご協力をいただき、市内の75歳以上の方を対象に令和3年10月1日から使用できるお得なタクシー等乗車チケット（以下「乗車チケット」という。）を販売しますので、その内容につきまして、お知らせいたします。

この事業は、高齢者の移動しやすい環境を整備し、外出支援及び社会参加の促進並びに市内の公共交通機関の利用促進を図ることを目的に実施するものです。また、利用区間や利用目的をデータ化し、外出支援や公共交通の利用促進についての効果を検証するための実証実験も兼ねております。

乗車チケットは、買い物、病院、公共機関等の外出の際に利用できる外出支援用チケットと、自宅から最寄りのバス停の間に利用できる、公共交通利用促進用チケットの2種類で、各乗車チケットは、令和3年9月27日から各市民局（峰山市民局を除く）もしくは長寿福祉課で販売を開始し、10月1日から乗車チケットを使用いただけます。

独居で移動手段の少ない方、また最寄りのバス停までが遠く、不便な思いをされている方の交通手段のひとつとして、多くの方にご利用いただければと考えています。

【販売価格】

（1）外出支援用チケット

1冊4,000円分（400円×10枚つづり）を2,000円で販売

（2）公共交通利用促進用チケット

1冊2,000円分（400円×5枚つづり）を1,000円で販売

（お問合せ先）

京丹後市役所健康長寿福祉部長寿福祉課 中西・小石原

TEL：0772-69-0330 FAX：0772-62-1156

75歳以上の方へ



高齢者の皆さんの
買物や通院などの
外出を応援します!

タクシー等の 乗車チケットを 販売します



400円以上の乗車料金から利用できます

乗車チケットの種類

各チケット年度内に1冊購入できます

★外出支援用 1冊 4,000円分 (400円×10枚つづり) を
➔ 2,000円で購入できます

病院、買い物、公共機関等へ行く時に利用された
タクシー運賃の支払いに利用できるチケット



※1回の乗車につき、最大4枚利用できます。

★公共交通利用促進用 1冊 2,000円分 (400円×5枚つづり) を
➔ 1,000円で購入できます

自宅と最寄りのバス停の移動(片道又は往復)に
利用されたタクシー運賃の支払いに利用できるチケット



※1回の乗車につき、最大2枚利用できます。

利用できるタクシー等

- 峰山タクシー
- 網野タクシー
- 久美浜タクシー
- 介護タクシーきりむら
- 介護タクシー風和里
- 介護タクシーあい・うお〜く
- ささえ合い交通
(NPO法人 気張る!ふるさと丹後町)

使用例

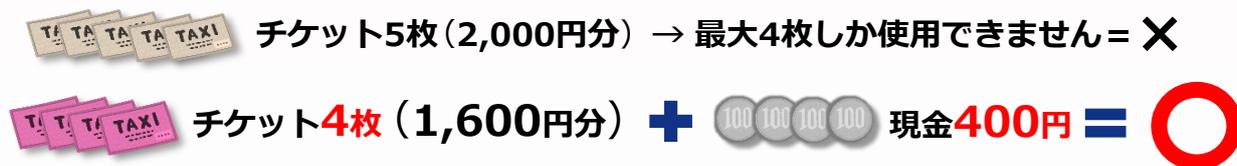
【例1】 1,000円 利用された場合



【例2】 1,500円 利用された場合



【例3】 2,000円 利用された場合



購入できる方

購入日時時点で75歳以上で、市税等の滞納のない京丹後市民の方

申請方法

①申請書とアンケートを記入→②本人確認書類確認→③市税等滞納の有無を確認→④販売
【申請時に必要なもの】 年齢が確認できるもの (保険証や運転免許証など)

販売期間

令和3年 9月27日(月) ~ 令和4年 3月31日(木)

販売場所

京丹後市役所 長寿福祉課 / 各市民局 (峰山市民局以外)

※受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分までです

乗車チケット使用開始日

令和3年 10月1日(金)

乗車チケット使用期限

購入日から1年間

※令和3年9月30日以前に購入の場合は、令和4年9月30日まで使用できます。

※使用上の注意

- 本人以外は使用できません
- 乗車チケット利用の乗車地は京丹後市内に限ります (降車地は市外でも可)
- 福祉タクシー券と乗車チケットの同時利用はできません
- 再発行はいたしません (特別な事情の場合は払戻制度あり)
- 乗車チケットは、切り離し無効です
- 不正使用 (譲渡及び転売等) が認められた場合は、乗車チケットの返還、不正使用額の弁償を求める場合があります



【お問い合わせ】 京丹後市役所 長寿福祉課 ☎ 69-0330